

岡山市スポーツ推進委員協議会規約

第1条 本会は、岡山市スポーツ推進委員協議会と称する。

第2条 本会の事務局を岡山市スポーツ振興課におく。

第3条 本会は、岡山市スポーツ推進委員全員をもって組織する。

第4条 本会は、スポーツ推進委員相互の連絡調整をはかり、意見を交換し、研修につとめ、本市のスポーツ及びレクリエーションの健全な普及と推進をはかることを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 中央及び岡山県スポーツ推進委員協議会との連絡調整。
- (2) 本市のスポーツの推進に関する企画並びに実施に関すること。
- (3) 本市教育委員会その他関係機関・団体との連絡調整。
- (4) スポーツに関する調査研究ならびに研修会・講習会の開催。
- (5) その他本会の目的達成のため必要な事項。

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	若干名（理事長・副理事長を含む。）
監 事	2 名
書 記	1 名
会 計	1 名

2 本会の活動のため必要に応じて顧問その他の役員をおくことができる。

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、会務の企画運営にあたる。
- (4) 理事長は、日常の会務を処理する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (6) 監事は会計事務を監査する。
- (7) 書記は、会議の記録を作成し、庶務を処理する。
- (8) 会計は、会長の指示を受け、会計事務を処理する。

第8条 役員の仕事は2ヵ年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、引き続いてその職務を行う。
- 4 顧問については、2期4カ年を限度とする。

第9条 役員を選任は、総会において行う。

- 第10条 総会は、岡山市スポーツ推進委員全員をもって構成する。総会は、会長がこれを招集し、毎年1回これを開く。ただし、必要があるときは臨時総会を開くことができる。
- 2 総会は、本協議会の機構、事業の基本方針及び予算・決算その他の重要事項を審議し、決定する。

- 第11条 総会は、スポーツ推進委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、委任状により権限を委任することができる。
- 2 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
 - 3 前項までの規定にかかわらず、やむを得ない事由により総会が開催できない場合は、書面又は電磁的記録によるスポーツ推進委員の過半数の同意をもって、総会の議決があったものとする。

第12条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び監事をもって構成し、会長が必要に応じてこれを開く。

第13条 理事会は、第6条第1項の役員をもって構成し、理事長が必要に応じてこれを開く。

第14条 本会は、事業遂行上必要に応じて、役員を含む複数名で構成する委員会を開くことができる。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了する。

第16条 本会の経費は、会員の会費及びその他の収入をもって充てる。

第17条 本会の運営上必要な細則は、別に定める。

附 則

本規約は、昭和39年4月1日から施行する。

本規約は、平成8年4月1日から施行する。（一部改正）

本規約は、平成9年4月1日から施行する。（一部改正）

本規約は、平成19年4月1日から施行する。（一部改正）

本規約は、平成24年4月1日から施行する。（スポーツ基本法制定に伴い一部改正）

本規約は、令和2年4月1日から施行する。（一部改正）

岡山市スポーツ推進委員協議会規約施行細則

第1条 この細則は、岡山市スポーツ推進委員協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、規約第9条の規定による役員を選任について必要な事項を定めるものとする。

第2条 理事の選任については、各地区ブロックより1名、女性ブロックより2名を選出し、総会で決定する。

2 理事長及び副理事長の選任については、理事の互選により決定する。

第3条 会長、副会長、監事の選任については、方法も含め総会において決定する。

2 前項において選任するにあたり、副会長のうち1名は女性ブロックから選任するものとする。

第4条 細則第2条2項及び第3条の役員に理事が選任されたときは、当該理事のブロックから別に理事を選任できる。

附 則

本細則は、平成19年4月1日から施行する。

本細則は、平成21年4月1日から施行する。（一部改正）

本細則は、平成24年4月1日から施行する。（スポーツ基本法制定に伴い一部改正）

本細則は、令和2年4月1日から施行する。（一部改正）